

議事要旨(5) IASBの意見募集「発効日と移行方法」について

冒頭、野村常勤委員より、昨年10月に公表されたIASBの意見募集「発効日と移行方法」(以下、意見募集)に対するコメント(2011年1月31日期限)に対して、ASBJとしてコメント案を作成し、IASBに提出する旨の説明が行われた。引き続き、駿馬専門研究員より、審議事項(5)に基づいて、意見募集の事務局コメント提案に関する説明が行われた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局からの説明等は次のようなものであった。

- あるオブザーバーから、Q5 について、事務局提案の段階的アプローチを支持する旨の意見があり、その理由として、システム対応の分散という観点に加え、日本における会計ビックバンの経験等について、追加記載してみたらどうかという提案がされた。また、Q8 について、早い時期に IFRS を初度適用する企業に改訂版の採用を遅らせることを認める提案に反対する意見があった。この点について、事務局より、他の委員の意見を聞いて、検討する旨の説明がされた。
- ある委員から、Q5 について、事務局提案の段階的アプローチの場合、毎年の遡及処理が必要となることの懸念についてはどう考えるのかという質問があった。この点について、事務局より、改善した基準を早く適用することのメリットが、遡及処理の煩雑性のデメリットを上回ると考えている旨の説明がされた。
- また、Q8 の初度適用企業の取扱いに関するコメントについて、既存適用者を想定したQ5 のコメントとは異なるスタンスをとっている理由について、説明する必要があるのではないかと意見があった。
- ある委員から、Q5 について、事務局提案の段階的アプローチの理由として、システム対応という点に加え、プリンシプルベースの基準なので、適用に向けた解釈に時間がかかる旨の理由を加えてみたらどうかという提案がされた。
- ある委員から、日本として、今後、多くの初度適用会社が生じることを冒頭にコメントとして記載してみてもどうかという意見があった。
- ある委員から、Q5 について、連結と金融商品(フェーズ3:ヘッジ)はいずれも2013年1月1日以後開始事業年度としているが、連結は遡及処理の負担が重いとする一方、金融商品(フェーズ3:ヘッジ)については、適用に向けた準備の負担が比較的小さいためとしており、両者の理由が整合していない旨の指摘があった。この点について、事務局より、適用時期の理由については見直す旨の説明がされた。
- また、Q8 の初度適用企業について、関連する基準は同時に適用すべきことを記載すべきではないかという意見があった。
- また、ある委員から、今回の意見募集に対するコメントとして、2011年6月末までに

基準が完成していることが前提であることを明記すべきという意見があった。

- 事務局からは、いただいた意見を踏まえて、修文及び追加記載を検討する旨の説明がなされた。

以 上